熊本市国際交流振興事業団
2016.5.6
第048報（手続き）

生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付のご案内
～一時的な生活費をお貸しします～

貸付内容
○貸付対象　被災された方で県内に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯。
○貸付限度額　原則として、1世帯につき1回限り10万円以内。
ただし、以下の場合は、1世帯につき1回限り20万円以内。
①□ 世帯員の中に被災による死亡者がいる場合
②□ 世帯員に要介護者がいる場合
③　4人以上の世帯である場合
④　世帯員に被災による重傷者や妊産婦、学齢児童がいる場合
○据置期間　貸付の日から4年以内
○償還期限　据置期間終了後2年以内
○貸付利子　無利子

貸付金の交付方法
○借入申込者が指定する金融機関に送金します。

貸付に必要なもの
○身分を証明できるもの（運転免許証、健康保険証、住民票等）
○印鑑（印鑑がない場合は拇印でも差し支えありません。
○預金通帳又はキャッシュカード

受付窓口
住所を有する市町村社会福祉協議会又は避難をしている避難所等が所在する市町村社会福祉協議会が受付窓口となります。
県外に避難している場合は、避難先の都道府県社会福祉協議会での貸付となります。
※熊本市では5月6日午後1時より開始。

そうだん　もうしこみうけつけ じ かん
相談・申 込受付時間
ご ぜん　じ　ご ご　じ　ど よう　にちよう　しゅくじつ　のぞ
午前10時～午後4時（土曜、日曜、 祝 日は除く）

とくせつうけつけかいじょう
特設受付会 場
くまもと し りつ と しょかん　かい
〇熊本市立図書館２階
くまもと し ちゅうおう く おお え
〒862-0971　熊本市 中 央区大江6-1-74
くまもと し どうしょくぶつえんみどり　そうだんしょ
〇熊本市動 植 物園 緑 の相談所
くまもと し ひがし く けんぐん
〒862-0911　熊本市 東 区健軍5-13-1
くまもと し みなみ く やくしょじょうなんそうごうしゅっちょうしょ　かい
〇熊本市 南 区役所 城 南総合 出 張 所３階
くまもと し みなみ く じょうなんまちみ や じ
〒861-4202　熊本市 南 区 城 南町宮地1050

そうだん　もうしこみ　うけつけさき
相談・申 込・受付先
くまもと し しゃかいふく し きょう ぎ かい
熊本市社会福祉 協 議会
でん わ
電話：096-322-2331

じ っ ししゅたい　しゃかいふく し ほうじんくまもとけんしゃかいふく し きょう ぎ かい
実施主体：社会福祉法人熊本県社会福祉 協 議会
れんらくさき　くまもと し ちゅうおう く みなみせんだんばたまち
連絡先　：〒860-0842　熊本市 中 央区 南 千反畑町3-7
でん わ
電話：096-324-5475